

(改正措令附則23、36、46)(図表11)。

外国税額控除制度

外国税額控除制度の控除対象外国法人税の額の範囲から、次の外国法人税が除外される(法令142の2)(図表12)。

- ① 外国法人等の所得について、これを内国法人の所得とみなして当該内国法人に対して課される外国法人税の額
- ② 内国法人の国外事業所等において、当該国外事業所等から本店等または他の者に対する支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課される外国法人税の額(米国におけるBEAT課税により日本法人の支店等に課された税額等が該当)

改正は、2021年4月1日以後開始事業年度分の法人税について適用される(改正法令附則8)。

過大支払利子税制

過大支払利子税制は、令和元年度税制改正により、BEPs最終報

告書の勧告を踏まえた改正が行われている(2020年4月1日以後開始事業年度より適用)。令和2年度税制改正により、外国法人の恒久的施設(日本支店)に支払われる一定の利子等の額(外国法人の恒久的施設

が有する債権に係る経済的利益(利子相当)を受けられる権利)が、その本店等に移転されることがあらかじめ定まっている場合は、非関連者である内国法人からその恒久的施設に支払われる利子等の額は対象外支払利子

等の額から除外される(対象支払利子とされる)(措令39の13の2)。改正は、2020年4月1日以後開始事業年度から適用される(改正措令附則35)。

第3章

消費税の申告期限延長等 その他の年度改正の 実務ポイント

(この章のエッセンス)

- 消費税の申告期限延長の特例は、3月決算法人の場合は2021年3月末までに申請を行う必要がある。
- 2020年4月1日以後開始事業年度より大法人の電子申告が義務化されているが、電子申告対象となる書類の電子化を確認するとともに、令和2年度税制改正による電子帳簿保存制度の対象と適用について留意する必要がある。
- 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度は2020年10月1日以後の居住用賃貸建物

に係る課税仕入れ等について適用となる。改正法の適用にあたり、契約内容の確認や消費税処理に係る経理処理の変更に留意が必要である。

消費税

(1) 申告期限の延長の特例

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の確定申告書の申告期限についても延長を認める特例が創

設された。消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を、当該特例を受ける事業年度末日までに提出した場合には、事業年度末日を含む課税期間については、消費税の確定申告書の提出期限が1カ月延長される(消法45の2)。確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、利子税の対象となる。延長期間は法人の確定申告の延長期間にかかわらず1カ月である(連結法人申告の場合は消費税の確定申告期限が法人のそれよりも前になる)。また、事業年度末日を含む課税期間以外の課税期間については延